

虐待防止のための指針

特別養護老人ホーム 野菊

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準省令第35条の2の規定に基づき、虐待防止のための指針を、以下のとおり定める。

1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当施設では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底し、当施設が掲げる基本理念「尊重（利用者の人権）」を実現するために、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待の発生防止等に取り組むため「虐待防止検討委員会」を設置します。

(1) 設置の目的

虐待の発生予防、早期発見に加え、虐待が発生した場合は、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

(2) 虐待防止検討委員会の構成

- ・施設長
- ・総務課長
- ・介護支援専門員
- ・生活相談員
- ・看護職員の代表
- ・介護職員の代表
- ・その他必要に応じ委員を指名

(3) 虐待防止検討委員会の開催

委員会は、年1回以上開催するとともに、必要に応じて随時開催します。
また、委員会は、身体拘束適正化委員会との共催とします。

(4) 虐待防止検討委員会の役割

- ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知の関すること

- ② 虐待防止のための指針の整備、見直しに関する事
 - ③ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事
 - ⑤ 虐待が発生した場合の対応に関する事
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事
- (5) 虐待防止担当の選任
虐待防止の担当者は、施設長及び総務課長とします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- ① 定期的な研修の実施（年2回以上）
- ② 新任職員への研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施
- ④ 実施した研修についての内容（研修資料）の記録と保管

4 虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は速やかに市（地域包括支援センター）に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

【通報窓口】

岩見沢市 地域包括支援センター （電話：25—4649）

- (2) 緊急性に高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2（5）で定められた虐待防止担当者としてします。
- (2) 施設内で虐待が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

(3) 施設内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるよう促します。

(4) 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

虐待防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や利用者家族等に情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口を適宜紹介します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等に係る苦情については、重要事項説明書に示す、苦情窓口で受け付けます。苦情受付担当者は、苦情内容を精査し、虐待等に係る内容が含まれている場合には、苦情解決責任者を通じて、委員会に報告します。

8 本指針の閲覧について

本指針は、利用者、利用者家族等がいつでも閲覧できるよう、施設内に掲示するとともに、ホームページ上に掲載します。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指します。

10 本指針の改廃

本指針の改廃は、委員会により実施する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。